

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年6月26日

高崎市長 殿

提出者

住 所 群馬県高崎市宮原町 3-3
 氏 名 株式会社科学飼料研究所 高崎工場
 常務取締役工場長 新沼 伸吾
 電話番号 027-346-2711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社科学飼料研究所 高崎工場
事業場の所在地	群馬県高崎市宮原町 3-3
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E10 飼料製造業
②事業の規模	(5,205百万円)
③従業員数	(186人)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

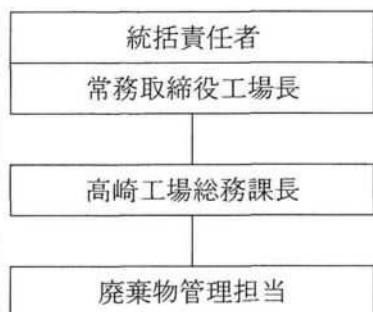
(日本産業規格 A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



- ・産業廃棄物の処理に関する各種事項の決定
- ・産業廃棄物の処理方針の策定
- ・廃棄物処理計画の作成
- ・処理業者の選定、委託契約の締結

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
別紙2のとおり			

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙と廃プラスチック類の分別 ・金属と廃プラスチック類の分別
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記事項の継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
特に実施していない			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
今後も実施の予定はない			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
特に実施していない			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
今後も実施の予定はない			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	-t	-t
(これまでに実施した取組)			
特に実施していない			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-t	-t
(今後実施する予定の取組)			
今後も実施の予定はない			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
別紙2のとおり			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物の一連の処理工程

産業廃棄物の種類	処理方法	中間処理		再中間処理		最終処分・再生品目
		再生および回収	処理方法	再生および回収	処理方法	
動植物性残渣	肥料化	-	-	-	-	再生(肥料)
	発酵	メタンガス回収・発電	肥料化	-	-	再生(肥料、電力)
	焼却	-	破碎・固形化	-	-	再生(路盤材)
廃プラスチック類	破碎・磁力風力選別	再生(金属)	溶融	熱回収	再生(路盤材、金属)	
	破碎・減容固化	-	-	-	-	再生(固形燃料)
	破碎	-	ガス化溶融	ガス回収・発電	再生(電力、路盤材、金属)	
		再生(金属、プラスチック)	溶融	熱回収	再生(路盤材、金属)	
廃油	焼却	-	破碎・固形化	-	-	再生(人工砂、路盤材)
	混合	-	-	-	-	再生(エマルジョン燃料)
汚泥	肥料化	-	-	-	-	再生(肥料)
	凝集沈殿・脱水	-	肥料化	-	-	
		-	-	-	-	管理型埋立
	焼却	-	破碎・固形化	-	-	再生(路盤材)
木くず	破碎	-	-	-	-	再生(木質チップ)
廃プラスチック類、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器屑 水銀使用製品(照明器具類)	切断・破碎	再生 (金属、プラスチック、ガラス、水銀)	-	-	-	管理型埋立
廃プラスチック類・金属屑	切断	-	-	-	-	再生(金属、プラスチック)
ガラス・コンクリート・陶磁器屑	破碎	-	溶融	-	-	再生(路盤材)
金属くず	破碎	-	-	-	-	再生(金属)
汚泥、金属くず(電池)	選別	-	-	-	-	再生(金属・プラスチック)
	選別、浸漬放電	-	焼却溶融	熱回収	-	再生(路盤材、金属、電力)

※全量委託

別紙2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項（第2面）

① 現状

【前年度(令和4年度)実績】

産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	廃油	汚泥	木屑	廃プラスチック類、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器屑、水銀使用製品(照明器具類)	ガラス・コンクリート・陶磁器屑	金属くず	汚泥、金属くず、廃プラスチック類(電池)	廃プラスチック類・金属屑
排出量	626.15t	252.83t	42.681t	153.52t	4.13t	0.148t	0.32t	0.24t	0.024t	0.131t

(これまでに実施した取組)

- ・古紙類分別の徹底による廃プラスチック類の削減
- ・プラスチック類の売却先開拓による廃プラスチック類の削減

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	廃油	汚泥	木屑	廃プラスチック類、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器屑、水銀使用製品(照明器具類)	ガラス・コンクリート・陶磁器屑	金属くず	汚泥、金属くず、廃プラスチック類(電池)	廃プラスチック類・金属屑
排出量	576.15t	252.83t	42.681t	153.52t	4.13t	0.148t	0.32t	0.24t	0.024t	0.1t

(今後実施する予定の取組)

- ・上記事項の継続
- ・製造効率改善および飾いオーバー品の販売先開拓による動植物性残渣の削減

産業廃棄物の処理の委託に関する事項(第4・5面)

① 現状

【前年度(令和4年度)実績】

産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	廃油	汚泥	木屑	廃プラスチック類、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器屑、水銀使用製品(照明器具類)	ガラス・コンクリート・陶磁器屑	金属くず	汚泥、金属くず、廃プラスチック類(電池)	廃プラスチック類・金属屑
全処理委託量	626.15t	252.83t	42.681t	153.52t	4.13t	0.148t	0.32t	0.24t	0.024t	0.131t
優良認定処理業者への処理委託量	37.7t		42.681t	151.89t		0.148t			0.024t	0.001t
再生利用業者への処理委託量	626.15t	252.83t	42.681t	123.74t	4.13t	0.148t	0.32t	0.24t	0.024t	0.131t
認定熱回収業者への処理委託量										
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		9.63t		0.36t					0.019t	

(これまでに実施した取組)

- ・適切な処理業者の選定。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	廃油	汚泥	木屑	廃プラスチック類、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器屑、水銀使用製品(照明器具類)	ガラス・コンクリート・陶磁器屑	金属くず	汚泥、金属くず、廃プラスチック類(電池)	廃プラスチック類・金属屑
全処理委託量	576.15t	252.83t	42.681t	153.52t	4.13t	0.148t	0.32t	0.24t	0.024t	0.1t
優良認定処理業者への処理委託量	37.7t		42.681t	151.89t		0.148t			0.024t	0.001t
再生利用業者への処理委託量	576.15t	252.83t	42.681t	123.74t	4.13t	0.148t	0.32t	0.24t	0.024t	0.1t
認定熱回収業者への処理委託量										
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		9.63t		0.36t					0.019t	

(今後実施する予定の取組)

- ・再生利用・熱回収が可能な業者をなるべく選定する。